

手数料見直しに係る指針

1 見直しの基本的な考え方

手数料は、地方自治法第227条で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されており、主なものとしては、住民票の写しの交付、印鑑証明書の交付、所得証明書の交付等に係る手数料があります。

今回の手数料の見直しについては、少子高齢化の進展とともに行政需要が多様化するなかで、財政運営の健全化と行政サービス水準の確保を安定的に図り、かつ、行政サービス利用に係る負担の公平性を確保することを基本に行います。

また、見直しに際しては、受益者負担の原則の考え方及び積算根拠の明確化を図ることとします。

なお、以下の手数料については、今回の見直しの対象から除外するものとします。

国が定めるもの等（地方公共団体の手数料の標準に関する政令によるもの）

戸籍法、消防法、道路運送車両法等

県からの権限移譲に基づく事務で、県の手数料に準じるもの

2 受益者負担の原則

住民サービスの提供に際しては、市税等を財源としていますが、住民が平等または応能負担した税を、特定の受益者のために使用することは、サービスを受ける人と受けない人がいることを考えた場合、負担の公平性の観点から、サービスを利用しない人の理解を得ることは困難となります。

そこで、負担の公平性の観点から、手数料の見直しに際しては、受益者はその受益に応じた負担をするという「受益者負担の原則」に立って検討を行うこととします。

なお、手数料見直しに際しての受益者の負担割合については、特定の受益者に対するサービス提供の観点から、受益者の負担率を100%とします。

3 算定経費の明確化

受益者に応分の負担を求めるには、手数料の算定経費や算定方法を明らかにし、その考え方を分かりやすく説明していく必要があります。

このことから、積算根拠の明確化に向け、「原価」の在り方や「負担割合」などの基本的な考え方を整理し、「手数料算定の基本方式」を設定することとします。

原価の在り方

原価は、1 件当たりの事務処理経費によるものとします。

手数料額算定の計算方法

ア 積算使用単価等

(ア) 1 件当たりの人件費

対象となる手数料事務の申請の受付から処理完了までの 1 件当たりの処理時間に係る人件費を積算することとします。

なお、証明書の交付等の類似事務については、統一した標準的な時間を設定することとします。

(職員及び臨時職員の人件費の平均時間単価を使用)

(処理時間については最低処理時間を 5 分とし、それ以上は 5 分単位で加算)

(イ) 1 件当たりの物件費

対象となる手数料事務の処理に際して必要とされる 1 件当たりの事務的経費を積算することとします。

(電算処理経費、印刷・コピー経費等)

イ 1 件当たりの処理単価 = 1 件当たりの人件費 + 1 件当たりの物件費

ウ 手数料額 = 1 件当たりの処理単価 × 受益者負担割合 (100%)

4 手数料改定額設定の判断基準

受益者負担の原則から、コスト算定額の全額を負担してもらうことを基本としますが、大幅な引き上げは住民生活に影響を及ぼすことも考慮して、改定額を設定することとします。

設定の前提としては、算定額が現行料金より高い場合は引き上げ、算定額が現行料金と同額の場合は据え置き、算定額が現行料金より低い場合は引き下げることとします。

ただし、以下の基準も考慮して改定額を決定することとします。

他市との均衡を図るものとして、

現行額が他市を上回っている場合は据え置きとします。

算定額が他市との均衡を欠く場合は、上記を踏まえて他市の標準的な額とします。